

役員等の報酬体系

役員

対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬などの種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬などの支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬など	70	9

(注1) 対象役員は、経営管理委員15名、理事6名、監事10名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっております。なお、令和元年度において使用人兼務役員はおりません。

対象役員の報酬等の決定

【役員報酬（基本報酬）】

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事毎に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員毎の報酬額については経営管理委員会において、理事毎の報酬額については理事会において決定し、監事毎の報酬額については監事の協議によって決定しております。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員毎の報酬額の決定にあたっては、役員等報酬審議会（構成：J Aの常勤役員等の中から経営管理委員会会長が委嘱した委員9名）および信連常勤役員報酬審議会（構成：J Aの常勤役員等の中から理事長が委嘱した委員7名）に諮問をし、その答申を踏まえて各々の役職・責務などを勘案して決定しております。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額も答申を踏まえて決定しております。

【役員退職慰労金】

役員退職慰労金については、役員退任給与金引当規程に基づき算定し、総会で経営管理委員、理事および監事毎に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金引当規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各々の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

■ 職員など

● 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬などと同額以上の報酬などを受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当するものではありません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同額」は、令和元年度に当会の常勤役員に支払った報酬額などの平均額としております。

(注3) 令和元年度において当会の常勤役員が受ける報酬などと同額以上の報酬などを受ける者はありません。

■ その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬などの体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを引き起こす要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬などの体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬などと業績の連動に関する事項」その他「報酬などの体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

